

リキッドバイオプシーでの検査の適応について

「固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とする」ことが原則であり、例外的に血液検体での提出が可能となる。例えば、検査に一度提出した組織検体の状態が悪く DNA の検出ができず、シーケンスの結果が出なかった。かつ、組織検体の再採取が不可能な場合に血液検体での再提出が可能である。

以下の条件をすべて満たしている場合にのみ、FoundationOne® Liquid CDx または GUARDANT360® CDx での提出が可能である。

- 病理検体が 3～5 年以上経過している。また、侵襲的な場合などにより、腫瘍組織検体の再採取が不可である。
- 検査提出までの 1 か月間、化学療法の休薬が可能である。
(休薬期間について当院から問い合わせることがあります。)
- 現在の治療が奏功していない。
- 患者に Liquid 検査で得られる結果には、適応となる治療や治験の情報が少なくなる場合があることを説明している。(GUARDANT360® CDx においては、バイオマーカーは MSI-High の一つのみ保険適応である。また、FoundationOne® Liquid CDx においては、MSI-High や TMB のバイオマーカーについてコンパニオン診断としての機能を兼ね備えていないため、変異の結果が出ても治療の適応とはならない。)